

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
平成 31 年2月7日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 9件

厚生年金保険関係 9件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800601号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800105号

第1 結論

請求者のA社における平成19年6月20日の標準賞与額に係る記録を15万9,000円とすることが必要である。

平成19年6月20日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年6月20日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与台帳及びB厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届並びに日本年金機構の回答により、請求者が、請求期間において標準賞与額15万9,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成19年*月*日から平成20年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与台帳及び加入員賞与標準給与支払届並びに日本年金機構の回答から、15万9,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800602号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800106号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成17年6月20日の標準賞与額に係る記録を6万3,000円とすることが必要である。

請求者のB社における平成18年12月8日の標準賞与額に係る記録を12万5,000円とすることが必要である。

平成17年6月20日及び平成18年12月8日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年6月20日
② 平成18年12月8日

請求期間①はA社から、請求期間②はB社からそれぞれ賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。

当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者から提出されたA社の賞与支給明細書及びC厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届により、請求者が、当該期間において標準賞与額6万3,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間①に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成17年*月*日から平成18年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間①の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間①に係る標準賞与額については、前述の賞与支給明細書及び加入員賞与標準給与支払届から、6万3,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

2 請求期間②について、B社から提出された賞与台帳及びC厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届により、請求者が、請求期間②において標準賞与額12万5,000円

に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間②に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第 75 条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等（平成 18 年*月*日から平成 19 年*月*日までの期間）取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第 81 条の 2 において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間②の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間②に係る標準賞与額については、前述の賞与台帳及び加入員賞与標準給与支払届から、12 万 5,000 円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800603号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800107号

第1 結論

請求者のA社における平成17年6月20日の標準賞与額に係る記録を5万6,000円とすることが必要である。

平成17年6月20日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年6月20日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与台帳及びB厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届並びに日本年金機構の回答により、請求者が、請求期間において標準賞与額5万6,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成17年*月*日から平成18年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与台帳及び加入員賞与標準給与支払届並びに日本年金機構の回答から、5万6,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800604号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800108号

第1 結論

請求者のA社における平成18年12月8日の標準賞与額に係る記録を6万5,000円とすることが必要である。

平成18年12月8日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年12月8日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与台帳及びB厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届並びに日本年金機構の回答により、請求者が、請求期間において標準賞与額6万5,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成18年*月*日から平成19年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与台帳及び加入員賞与標準給与支払届並びに日本年金機構の回答から、6万5,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800605号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800109号

第1 結論

請求者のA社における平成17年6月20日の標準賞与額に係る記録を13万3,000円とすることが必要である。

平成17年6月20日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年6月20日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与台帳及びB厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届並びに日本年金機構の回答により、請求者が、請求期間において標準賞与額13万3,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成17年*月*日から平成18年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与台帳及び加入員賞与標準給与支払届並びに日本年金機構の回答から、13万3,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800606号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800110号

第1 結論

請求者のA社における平成17年6月20日の標準賞与額に係る記録を12万9,000円とすることが必要である。

平成17年6月20日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年6月20日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与台帳及びB厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届並びに日本年金機構の回答により、請求者が、請求期間において標準賞与額12万9,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成17年*月*日から平成18年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与台帳及び加入員賞与標準給与支払届並びに日本年金機構の回答から12万9,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800607号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800111号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月9日の標準賞与額に係る記録を16万6,000円とすることが必要である。

平成17年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和55年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月9日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与台帳及びB厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届並びに日本年金機構の回答により、請求者が、請求期間において標準賞与額16万6,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成17年*月*日から平成18年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与台帳及び加入員賞与標準給与支払届並びに日本年金機構の回答から、16万6,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800608号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800112号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月9日の標準賞与額に係る記録を21万1,000円とすることが必要である。

平成17年12月9日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月9日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された賞与台帳及びB厚生年金基金から提出された加入員賞与標準給与支払届並びに日本年金機構の回答により、請求者が、請求期間において標準賞与額21万1,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成17年*月*日から平成18年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与台帳及び加入員賞与標準給与支払届並びに日本年金機構の回答から、21万1,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800609号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1800113号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成15年12月10日の標準賞与額に係る記録を21万5,000円とすることが必要である。

平成15年12月10日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月10日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の賞与支給明細書(控)及びC厚生年金基金から提出された加入員台帳により、請求者が、請求期間において標準賞与額21万5,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成15年*月*日から平成16年*月*日まで)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づくと、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与支給明細書(控)及び加入員台帳から、21万5,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800421号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1800044号

第1 結論

昭和59年*月から昭和63年5月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和39年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年*月から昭和63年5月まで

私は、知人の勧めにより、A県B市において国民年金の加入手続を行い、請求期間に係る国民年金保険料をB市内の金融機関か郵便局において納付したが、具体的な加入手続の時期、保険料の納付時期及び納付回数等については覚えていない。

請求期間に係る国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、具体的な国民年金の加入手続の時期、国民年金保険料の納付時期及び納付回数等について覚えていないが、B市役所で加入手続を行い、B市内の金融機関か郵便局において納付した旨主張している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号は昭和62年12月11日にB市において払い出されており、請求者の記号番号前後の国民年金被保険者の記録から判断すると、請求者の国民年金の加入手続は同年10月又は11月頃に行われたと推認でき、当該加入手続時期まで国民年金に未加入であることから、請求期間のうち、昭和59年*月から昭和62年3月までの国民年金保険料については現年度納付することはできない。

また、過年度納付については、国民年金法の時効に関する規定により、国民年金保険料を遡って納付することができる期間は2年とされていることから、前述の加入手続時期において、請求期間のうち、一部の期間(昭和59年*月から昭和60年6月まで)に係る国民年金保険料は過年度納付することができない上、請求者から請求期間の国民年金保険料を遡って納付したとする具体的な納付時期及び納付方法等についての陳述もない。

さらに、戸籍の附票により、請求者の住所地は、昭和63年7月*日にB市からC県D市に、平成2年3月*日にD市からB市に、それぞれ異動していることが確認できることから、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付について、昭和63年7月にD市に異動する前に、B市において納付し、当該異動後は納付していないと思う旨陳述しているが、オンライン記録において平成元年9月6日に国民年金保険料の過年度納付書が作成されていることを踏まえると、当該納付書の作成時点において、時効が成立していない昭和62年8月から昭和63年5月までの期間について、未納となっている国民年金保険料があったことが推認される。

加えて、請求者に対する別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより複数の読み方による氏名検索を行ったほか、年金情報総合管理・照合システム(紙台帳

検索システム)によりB市において払い出された記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1800418号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1800045号

第1 結論

昭和39年3月から昭和50年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和39年3月から昭和50年3月まで

私は、昭和39年3月の結婚を機に、転居したA県B市C町において、同町の婦人会の集金人から国民年金への加入を勧められたので、加入したと思うが、どのように手続を行ったかよく覚えていない。

国民年金保険料の納付については、毎月、自宅に来ていた婦人会の集金人が集金箱と12か月分の押印欄がある集金票を持参しており、その集金人に現金で納付していた記憶がある。

また、国民年金保険料を納付すると、集金人は集金票に金額の記載と認め印を押印し、12か月分の押印等が終わったときに、集金人から集金票をもらっていた。

集金票は紛失してしまったが、請求期間の国民年金保険料を納付していた記憶があるので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、結婚に伴いB市に転居した昭和39年3月頃に国民年金の加入手続を行った旨主張しているが、初めて国民年金の加入手続が行われた場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されるところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の記号番号は、昭和50年6月25日に払い出されており、同番号前後の国民年金被保険者の記録から、請求者に係る国民年金の加入手続は、同年4月頃に行われたものと推認でき、請求者の主張と符合しない。

また、オンライン記録において、請求者に係る最初の国民年金被保険者の資格取得日は昭和50年4月4日と記録されており、請求者が所持する年金手帳の「はじめて被保険者となった日」欄にも同日が記載されていることから、同日より前の期間である請求期間は、国民年金の未加入期間であり、請求期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者に係る請求期間の国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となる場所、別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、年金情報総合管理・照合システム(紙台帳検索システム)により、請求者の住所地であるB市において、請求期間当時に払い出された記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が

請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。